最終更新日：2017年7月3日

日本ライフライン株式会社
代表取締役社長　鈴木　啓介
問合せ先：経営戦略部（Tel 03-6711-5214）
証券コード：7575
http://www.jll.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は「病める人のために」最新最適な医療機器を提供することを通じて社会貢献することを経営理念としております。この理念のもと、「患者様にとって適切であるか」、「法令に適っているか」、「ビジネスとして合理性があるか」ということを企業活動における判断基準としております。

これらの基準を適切に守ることで初めて社会の公器としての役割を果たすことが可能となり、また、企業として継続的に存続、成長することが可能となります。その結果、株主をはじめとするステークホルダーのみなさまにとって価値ある企業として認めていただけるものと考えております。

そのために、コンプライアンス体制やリスク管理体制の充実を図り健全な経営を行うとともに、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の構築に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

当社は、株主構成および費用対効果等を踏まえて議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は実施しておりません。今後につきましては、株主構成および投資家からの要望等を考慮し、当該施策の導入につき検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

当社は、現在、取締役会の実効性に関する分析・評価は、実施できておりませんが、今後、取締役会の実効性をさらに高めていくために、分析・評価方法及び結果の開示につき検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社は、現在、政策保有株式を保有しておりませんが、今後、取引先等との関係構築・強化を通じて当社事業の円滑な遂行・発展に資するものと判断した場合は、政策保有株式を保有する可能性はあります。また、その場合の議決権行使は、前述の保有目的および当該取引先等の企業価値を毀損する可能性の有無等を総合的に勘案して賛否を決定いたします。

【原則1-7】

当社は、役員や主要株主等の関連当事者との取引は、取締役会の承認を得た上で実行するものとしております。また、当社の全役員に対して関連当事者取引に関するアンケートを実施し、当該取引の有無を確認しております。

【原則3-1】

(i) 経営理念、経営戦略、経営計画

当社の経営理念や経営戦略につきましては、当社のホームページに掲載しております。

・経営理念　http://www.jll.co.jp/the/index.html#bottom

・社長メッセージ　http://www.jll.co.jp/investors/message.html

また、経営計画につきましては、機関投資家向け決算説明会の資料に記載しており、当該資料を当社のホームページに掲載しております。

・IRライブラリー　http://www.jll.co.jp/investors/library_4.html

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針等は、本報告書及び有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

(iii) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

本報告書の「Ⅱの1．【インセンティブ関係】【取締役報酬関係】」に記載しております。

(iv) 取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役候補者の指名に当たっては、候補者が優れた専門知識や豊富な経験を有していること、経営全般に対する適切な意思決定を行うことができること及び高い倫理観を有していることを基準とし、さらに取締役会の構成員のバランスも踏まえた上で検討する方針としております。取締役候補者の指名に当たっては、代表取締役社長が上記方針に基づき取締役会に提案を行い、取締役会の決議によって決定いたしております。

また、監査役候補者の指名に当たっては、候補者の人格・識見が優れており、また、監査に必要となる知識や経験を十分に有するとともに、特定の分野における専門性を備えているか等を総合的に検討する方針としております。監査役候補者の指名に当たっては、事前の監査役会の同意を得た上で、代表取締役社長が上記方針に基づき取締役会に提案を行い、取締役会の決議によって決定いたしております。

(v) 取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役および社外監査役の選任理由につきましては、選任議案上程時の株主総会参考書類および本報告書に記載しております。また、社外取締役および社外監査役以外の取締役・監査役につきましては、選任議案上程時の株主総会参考書類に略歴等のみを記載して

おりますが、今後は、選任理由についても株主総会参考書類に記載することを検討してまいります。

【補充原則4-1-1】
当社の取締役会は、法令および取締役会規程において規定された重要な意思決定ならびに取締役の業務執行の監督を行い、その他の事項は経営陣に委任され、業務分掌規程および職務権限規程の定めに基づき各取締役等が個別の業務執行に係る意思決定を行っております。

【原則4-8】
当社の取締役会におきましては、独立社外取締役を2名選任することで、独立した立場から取締役会に対する監督や助言を実施できており、また、他の独立社外役員（社外監査役）と連携を図ることにより、その機能を果たしているものと評価しております。

【原則4-9】
当社は、現状では、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき独立社外取締役としての適性を判断しております。今後につきましては、当該基準を基本としながらも、当社の状況を踏まえ、適宜、見直しを行ってまいります。

【補充原則4-11-1】
当社の取締役会は、定款で定める１５名を上限とし、事業の内容・規模等を勘案し、実質的な議論及び迅速な意思決定が行える人数にて構成いたします。その構成員のうち社内取締役には、各々が異なる業務分野における専門知識や経験を有する者を選任することで多様性を確保いたします。また、社外取締役には、経営者もしくは法務、会計、税務等の専門家としての知識や経験を有しており、独立した立場から取締役会の監督や助言が行える者を選任いたします。

【補充原則4-11-2】
当社は、社外取締役・社外監査役を選任する際は、当社取締役会への出席をはじめとし、当社の業務に十分な時間・労力を振り向けることが可能であるかを事前に確認しております。また、取締役・監査役の兼任状況は、事業報告および有価証券報告書において毎年開示しております。

【補充原則4-14-2】
当社は、取締役・監査役に求められる役割と責任を理解するために、就任時に社外の研修を受講するとともに、年に一度は、全ての取締役・監査役を対象とした研修を実施いたします。また、各取締役・監査役が研修を受講する場合は、その費用は会社が負担いたします。

【原則5-1】
当社は、以下の方針に基づき株主との建設的な対話を促進いたします。
(i) 経営戦略部が株主・投資家の窓口となり、管理本部担当取締役が責任者として株主・投資家への対応を行っており、合理的な範囲内において株主・投資家の要望を踏まえた面談者が対応を行います。
(ii) 管理本部担当取締役が中心となり、管理本部内の経営戦略部、総務部、財務経理部の連携・情報共有を図るとともに、他の本部とも情報共有を行います。
(iii) 機関投資家向け決算説明会を年2回開催し、また、株主総会後に株主向けに会社説明会を実施する他、ホームページにおいて決算説明会資料等の開示情報を充実させることで、会社に対する理解を深めて頂く活動を行います。
(iv) 株主・投資家との対話を通じて得られた意見・懸念については、社長や取締役会に対して速やかに報告するとともに、内容に応じて、経営幹部が参加する会議体においても適宜報告いたします。
(v) インサイダー情報は、内部情報管理規程に基づき管理を行い、株主・投資家との対話において未公表の重要事実の伝達を行わないものとします。また、決算情報については、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間としております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
エムティ商会株式会社	4,930,400	10.90
KS商事株式会社	4,384,000	9.69
片山　晃	2,258,200	4.99
鈴木　啓介	1,325,008	2.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））	1,183,700	2.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	793,700	1.75
日本ライフライン従業員持株会	673,570	1.48
上田　勝啓	536,000	1.18
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY （常任代理人　香港上海銀行東京支店）	464,800	1.02
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	402,500	0.89

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記のほか、当社所有の自己株式8,002千株（17.70%）があります。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐々木 文裕	他の会社の出身者											○
池井　良彰	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木 文裕	○	株式会社ザイマックスアカウンティング パートナー　代表取締役社長	企業経営における幅広い識見や豊富な経験を有しており、当社の意思決定および業務執行の監督における客観性や公正性の確保に資するものと考え社外取締役に選任しております。 また、当社からの独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

池井　良彰	○	株式会社MAパートナーズ代表取締役	企業経営における幅広い識見や豊富な経験を有しており、当社の意思決定および業務執行の監督における客観性や公正性の確保に資するものと考え社外取締役に選任しております。 また、当社からの独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から法定監査の監査報告を受ける他、適宜情報交換を行うことで両者はそれぞれの監査における実効性を高めるとともに、必要に応じ、両者が連携して実査を行っております。
また、監査役は、内部監査部門である監査室がチェックを行った重要な文書に関する報告や内部監査において疑義を抱いた事項につき随時報告を受けております。さらに、監査室の監査計画につき事前に協議を行うとともに、必要に応じ、両者が連携して実査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中村　勝彦	弁護士										○			
浅利　大造	税理士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

中村　勝彦	○	中村　勝彦氏は、当社の取引先であるTMI総合法律事務所パートナー（弁護士）でありますが、取引金額は僅少であることから、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしており、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。	監査役として人格、識見が備わっており、なおかつ法律の専門家としての見地からの監査の実施が期待できることから社外監査役として選任しております。 また、当社からの独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
浅利　大造	○	税理士法人清和　代表社員	監査役として人格、識見が備わっており、なおかつ税務の専門家としての見地からの監査の実施が期待できることから社外監査役として選任しております。 また、当社からの独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

下記、［取締役報酬関係］の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役および監査役の報酬等につきましては、当該事項を記載した有価証券報告書を当社のウェブサイトに掲載することで開示しております。なお、平成29年3月期の取締役および監査役の報酬等は以下のとおりです。

・取締役（社外取締役除く）　350百万円
・監査役（社外監査役除く）　10百万円
・社外役員　10百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬のうち固定報酬については、各取締役の役位や職責等を踏まえ算定し、賞与については、業績に応じてその支給および支給額を算定します。報酬額は、株主総会で承認を得た取締役報酬総額の範囲内において取締役会の決議によって決定いたします。
また、当社は、平成29年6月28日開催の第37回定時株主総会において、取締役（社外取締役および国外居住者を除く。）を対象に、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度の導入を決定しております。本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託の仕組みを採用し、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、業績の目標達成度および役位に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役に支給いたします。

なお、本制度の主旨に照らし、代表取締役社長である鈴木啓介氏につきましては、創業経営者として既に当社株式を実質的に12.6%（※）保有していることから、本制度の対象外といたします。また、取締役会長につきましても、本株主総会終結時をもって該当者がいなくなることを踏まえて、本制度の対象外としております。

（※）平成29年3月末時点の自己および資産管理会社の名義を合算した持分比率。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しましては、経営戦略部がサポートを行っており、適宜必要となる情報伝達を行っております。また、社外監査役に対しましては、監査を行う上で必要となる情報や社内の重要な情報等が、適宜、常勤監査役を通じて伝達されております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

【取締役会】
当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役11名で構成されており、毎月1回の定時取締役会および必要のある都度臨時取締役会を開催し、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しております。また、社外取締役は、独立役員として選任されており、他の独立役員とも連携を図りながら、独立した立場から取締役会の監督や助言を実施しております。

【監査役会】
当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は、社外監査役2名を含む3名（うち1名は常勤監査役）で構成されております。社外監査役2名は、独立役員として選任されており、また、弁護士および税理士として、それぞれ専門的視点からも当社の監査を実施しております。なお、社外監査役の浅利大造氏は、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

各監査役は取締役会や必要に応じ重要な会議へ出席する他、監査役会は社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況および監査上の重要課題等について意見交換し、意志疎通を密に図っております。

なお、各監査役は内部監査部門である監査室や財務報告に係る内部統制の担当者から随時報告を受けております。また、監査室の監査計画につき事前に協議を行うとともに、必要に応じ、両者が連携して実査を行っております。

【内部監査】
当社は、内部監査部門として、社長直轄で、4名より構成される監査室を設置し、コンプライアンスや社内規程の遵守状況のモニタリングを行っております。また、監査室と監査役は、相互の連携を図ることで、より効果的かつ効率的な監査が実施できるように努めております。

【会計監査】
平成29年3月期の会計監査人による監査の状況につきましては以下のとおりです。

◆業務を執行した公認会計士の氏名
新日本有限責任監査法人
・佐藤 明典
・天野 清彦

◆監査業務に係る補助者の構成
・公認会計士　　12名
・その他の会計従事者　18名

◆監査報酬の内容
・監査証明業務に基づく報酬　41百万円
・非監査業務に基づく報酬　　1百万円

【監査役の機能強化に向けた取り組み】
「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査役関係】に記載のとおりです。

【責任限定契約の内容の概要】
当社は社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任について、その賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会におきましては、独立社外取締役を2名選任することで、独立した立場から取締役会に対する監督や助言を実施できており、また、他の独立社外役員（社外監査役）と連携を図ることにより、その機能を果たしているものと評価しております。
また、社外監査役が各専門領域における幅広い識見や豊富な経験を基に、当社事業に精通した常勤監査役とともに監査を実行することで、幅広い視点から取締役会を監督しております。
以上のことから、当社のコーポレート・ガバナンスは機能しているものと判断し、現状の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年6月開催の定時株主総会の招集通知につきましては、法定期日前（6月9日）に発送いたしました。また、併せて当社ホームページへ掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成29年6月開催の定時株主総会は、引き続き第一集中日を避けた日程（6月28日）にて開催いたしました。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRの基本方針として、情報開示の基本方針、情報開示の方法、将来の見通しおよび沈黙期間について定め、ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回決算説明会を開催し、社長および担当役員が出席し、決算内容、次期見通しおよび今後の事業方針等について説明しております。参加者は毎回40～50名程度であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家情報のページ（http://www.jll.co.jp/investors/library.html）に「IRライブラリー」を設け以下の資料を掲載する他、適時開示資料やニュースリリースを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部門：経営戦略部 IR担当役員：常務取締役管理本部長　髙橋 省悟	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社における規範となっている「倫理綱領」に加え、平成19年1月に新たに「アクション・ポリシー」を制定し、その中で、法令等遵守、情報管理、社内環境、個人の行動および社会への責任についてその指針を示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に関する基本方針を定めホームページ（http://www.jll.co.jp/investors/policy.html)に掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

◆内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの構築は、冒頭に述べましたコーポレート･ガバナンスに関する当社の考えを、業務執行レベルにおいて実践することを担保するために必要不可欠であり、また、構築されたシステムが機能することで初めて当社の経営理念に沿った経営が実現するものであります。よって、内部統制システムは、それを構築するのみならず、適切に運用されているかどうかをチェックしていくことがより重要であると考えております。
なお、平成18年5月22日の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定め、平成23年4月28日および平成27年5月20日に一部改定を行いました。当社ではこの基本方針に基づいて内部統制システムの整備および運用を行っております。

＜内部統制システム構築の基本方針＞

1．取締役･使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役および従業員は「倫理綱領」、「行動方針（アクション･ポリシー）」および「コンプライアンス･ガイドライン」を規範とし、法令、社会倫理および定款その他の社内規程を遵守して行動する。
(2) 社内のコンプライアンス体制整備は、「コンプライアンス推進規程」に基づき、チーフ･コンプライアンス･オフィサーおよびコンプライアンス委員会を中心に取り組む。
(3) 全ての取締役および従業員に対して、コンプライアンスに関するハンドブックを配布するとともに研修を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図る。
(4) コンプライアンス上の諸問題を報告、通報および相談が気軽にできる窓口として外部機関にヘルプラインを設置する。
(5) 反社会的勢力に対しては、「コンプライアンス･ガイドライン」および「反社会的勢力排除に関する規程」に基づき一切の関係を遮断するとともに、万一、反社会的勢力との関係が懸念される場合は、速やかに担当部門に報告し、警察等の外部機関と連携をとりながら毅然とした態度で対応する。
(6) 監査室は内部監査規程に基づき、法令、定款および社内規程の遵守状況につき監査する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 株主総会および取締役会等の重要な会議の議事録、取締役が決裁者となる稟議書および申請書、その他取締役の職務執行に係る重要な文書（電磁的記録を含む）は、文書管理規程に従い保存および管理する。
(2) 取締役および監査役は上記文書を常時閲覧できる。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスク管理規程に基づき、チーフ･リスクマネジメント･オフィサーおよびリスクマネジメント委員会を中心に全社的なリスク管理体制の構築を図る。
(2) 重大なリスクが発現し、全社的対応を要する場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失を最小限にとどめる。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会は、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう業務分掌規程および職務権限規程を定める。
(2) 取締役会において年間予算を策定するとともに、取締役会において各担当取締役よりその進捗状況につき報告を行い、課題につき検討し必要な対策を講じる。

5．株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(ア) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、取締役等の職務執行に係る事項の報告および決算報告や議事録等の資料の提出を受ける。
(イ) 当社は、当社の取締役または従業員に子会社の取締役または監査役を兼務させ、当該取締役等から適宜当該子会社の職務執行状況について報告を受ける。
(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(ア) 当社は、「リスク管理規程」に基づき、チーフ･リスクマネジメント･オフィサーおよびリスクマネジメント委員会を中心に、子会社のリスク管理体制の構築を図る。
(イ) 子会社において重大なリスクが発現した場合は、子会社の社長を中心として迅速な対応を行い、また、必要に応じて当社も支援を行うことにより損失を最小限にとどめる。
(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(ア) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき主管部門が経営管理を行うとともに、子会社の業務分掌規程および職務権限規程を定める等、業務が適正に遂行されるための体制整備の支援を行う。
(4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(ア) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社におけるコンプライアンス体制が整備されるよう、必要な助言、指導および援助を行う。
(イ) 監査室は、内部監査規程に基づき、子会社における法令、定款および社内規程の遵守状況につき監査する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役と協議のうえ、適任と認められる人員を配置する。

7．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役から監査業務の補助を命じられた従業員は、当該業務に関して、取締役の指揮命令を受けない。
(2) 監査役から監査業務の補助を命じられた従業員の人事に係る事項については、事前に監査役と協議を行う。

8．監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役から監査業務の補助を命じられた従業員は、監査役の指揮命令に基づき業務を遂行する。
(2) 取締役は、監査役から監査業務の補助を命じられた従業員の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努める。

9．当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

⑴ 当社および子会社の取締役および従業員は監査役に対し、以下の事項につき的確かつ迅速な報告を行う。
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
・法令または定款に違反する行為およびそのおそれのある行為
・会社法および金融商品取引法に基づく内部統制の整備および運用状況
・監査室が実施した内部監査の結果
・その他監査役が報告を求めた事項
⑵ 当社および子会社の取締役および従業員は、監査役から報告を求められた場合は、速やかに当該事項を報告する。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役、監査役および従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還等を請求した場合は、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 監査役は、必要に応じて社内の会議に参加することができる。
⑵ 監査役会は、社長と定期的な意見交換会を開催する。
⑶ 監査室は、監査計画の策定にあたり、事前に監査役会と協議を行う。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制
⑴ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制整備および運用状況の評価は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づいて行うものとし、主管部門を定め、当該部門が中心となり取り組む。
⑵ 内部統制の体制もしくは運用に不備が発見された場合は、経営者および取締役会に報告を行うとともに速やかに不備の是正を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との一切の関係を遮断することを、アクション・ポリシー及びコンプライアンス・ガイドラインにおいて明確にするとともに、これらを基に反社会的勢力排除に関する規程およびマニュアルを定め、具体的な取り組みを行っております。
また、アクション・ポリシー等につきましては、一冊のハンドブックにまとめて、全社員に配布するとともに、イントラネット上に掲示するほか、研修の実施等により周知徹底を図っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

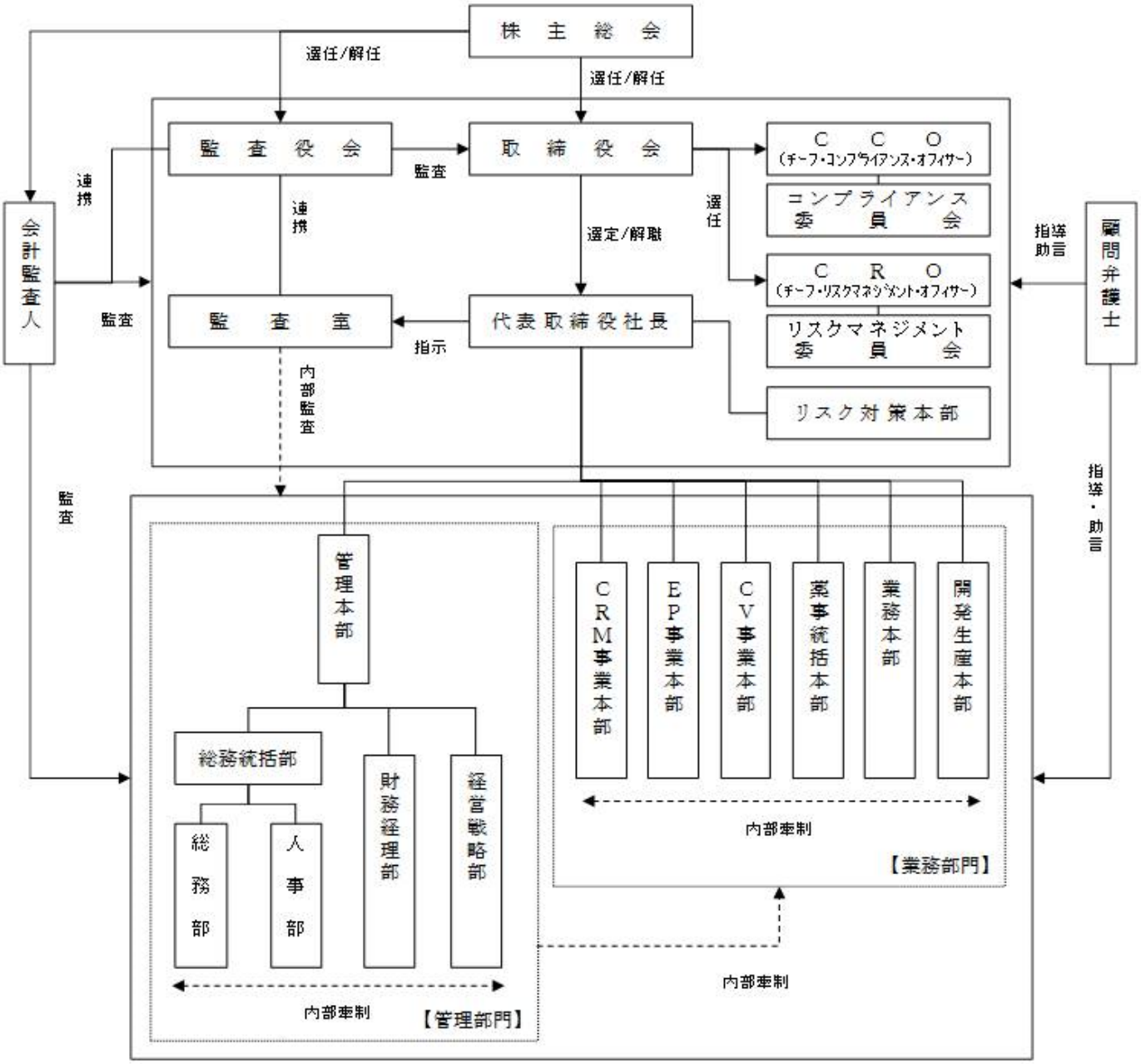
【情報開示の方針】
当社は、株主･投資家の皆様に適時･正確かつ公平な情報を提供するため、金融商品取引法、取引所が定める適時開示に関する規則および社内規程（内部情報管理規程）に従い、重要な情報を迅速に開示してまいります。

【情報開示の体制】
（1）発生事実
当社にとって重要な事実が発生した場合には、当該事実の所管部門長より情報開示担当役員に速やかに報告が行われます。報告を受け情報開示担当役員は、社長および関連部門の担当役員と開示の要否につき検討を行い、開示が必要となる場合は迅速に開示しております。

（2）決定事実
重要な決定については取締役会に付議され、決定されます。決定された事実については、社長、関連部門の担当役員および情報開示担当役員により開示の要否につき検討を行い、開示が必要となる場合は迅速に開示しております。

（3）決算情報
決算に関する情報については、財務経理部にて決算財務数値を作成し、会計監査人の監査を受けた後取締役会に付議し、その承認後迅速に開示しております。

（4）その他
（1）～（3）以外の会社情報についても、情報開示担当役員を中心に検討を行い、株主･投資家の皆様の投資判断に影響を及ぼす可能性があると判断した場合は迅速に開示しております。


株主総会
選任/解任
選任/解任
監査役会
取締役会
監査
ＣＣＯ
（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）
コンプライアンス委員会
連携
連携
選任
選定/解職
指導助言
会計監査人
監査
監査室
代表取締役社長
指示
ＣＲＯ
（チーフ・リスクマネジメント・オフィサー）
リスクマネジメント委員会
顧問弁護士
内部監査
リスク対策本部
監査
指導・助言
管理本部
ＣＲＭ事業本部
ＥＰ事業本部
ＣＶ事業本部
薬事統括本部
業務本部
開発生産本部
総務統括部
総務部
人事部
財務経理部
経営戦略部
内部牽制
【業務部門】
内部牽制
内部牽制
【管理部門】